

平成21年 第4回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成 21 年第 4 回南会津町議会臨時会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 21 年 11 月 25 日 (水曜日) 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 8 号 専決処分の報告について
 - 専決第 21 号 和解について
 - 専決第 22 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
 - 専決第 23 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 4 議案第 99 号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 100 号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 101 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 102 号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 103 号 物品購入契約について
- 日程第 9 議案第 104 号 平成 21 年度南会津町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 10 議案第 105 号 平成 21 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 106 号 平成 21 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 107 号 平成 21 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 108 号 平成 21 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 109 号 平成 21 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 110 号 平成 21 年度南会津町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第16 議案第111号 非核平和の町宣言について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	10番	渡部忠雄	議員
11番	湯田秀春	議員	12番	星登志一	議員
13番	星和男	議員	14番	平野昌盛	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	渡部東	議員
17番	芳賀沼順一	議員	18番	菅家幸弘	議員
19番	大竹幸一	議員	20番	児山寿明	議員
21番	五十嵐司	議員	22番	渡部康吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	杉原一成	環境水道課長
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長

星 安 晴 舘岩総合支所長 渡 部 文 政 伊南総合支所長
森 秀 一 南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫 事 務 局 長 馬 場 秀 成 事 務 局 長 補 佐

開会 午前 10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成21年第4回南会津町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、高野精一君、11番、湯田秀春君を指名いたします。



◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◇

◎発言の申し出

○渡部康吉議長　ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

総務課長。

○室井　裕総務課長　本臨時会に資料として提出しております条例改正等の説明書の中に一部記載誤りが発見されましたので、ご訂正をさせていただきます。

条例改正等の説明書の3ページでございますが、一番上段に太字で書いてありますが、第99「条」関係ということで、正しくは第99「号」の誤りでございます。

それから、同じく7ページ以降につきまして、それぞれやはり太字の見出しの部分が出ておりますが、7ページ以降もすべて「条」ということで、正しくは「号」の誤りでございますので、訂正をお願いしたいというふうに思っております。

なお、訂正の方法につきましては、正誤表をご配付をしながら訂正をさせていただきたいと、このように考えておりますので、議長のお取り計らいをよろしくをお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長　ただいま説明のとおり、説明書の訂正についてご了承願います。

それでは、執行部において、正誤表の配付をお願いいたします。

〔正誤表配付〕

◇

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○渡部康吉議長　日程第3、報告第8号　専決処分の報告について、専決第21号　和解について、専決第22号　損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第23号　損害賠償の額の決定並びに和解について、提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長　平成21年第4回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、報告第8号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、

専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第21号 和解についてであります。本件は本年8月21日、国道289号山口地内を走行中の公用車が右折する相手方車両に接触され、損害を受けたものでありまして、過失割合を相手方100%として、相手方が賠償金27万円を支払うことで合意し、和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第22号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は本年8月23日、高杖原地内において、町道森戸高杖原線を走行中の住民の車両が側溝のグレーチングのはね上がりで損傷したものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に損害賠償金53万582円を支払うことで合意し、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第23号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は本年10月28日、田部原地内において、町道田部原長野線を走行中の社会福祉法人南陽会の車両が経年劣化した側溝のグレーチングのはね上がりで損傷したものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に損害賠償金37万5,127円を支払うことで合意し、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分したものであります。

以上、3件の専決処分について報告申し上げますので、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第99号から議案第102号まで一括上程、説明、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、関連がありますので、日程第4、議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第5、議案第100号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第101号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第102号 南会津

町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、本年度の福島県人事委員会勧告の趣旨を十分考慮し、職員の給与について改定を行うものであります。

主な改定内容は、給料月額を平均0.14%引き下げるほか給与構造改革に伴い経過措置を設けている算定基礎額についても、0.58%引き下げるものであります。

また、職員手当については、自宅に係る住居手当を廃止するほか期末、勤勉手当の年間支給割合を0.38月分引き下げ、4.43月から4.05月に改定するものでありまして、施行日は本年12月1日とするものであります。

その概要は、条例改正等の説明書のとおりでありますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第100号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、本年度の福島県人事委員会勧告の趣旨を考慮し、議会議員の期末手当の年間支給割合を0.25月分引き下げ、現行3.3月から3.05月に改定するものであります。

なお、6月期の期末手当は既に特例処置により改正後の支給割合が適用されており、その概要は条例改正等の説明書のとおりでありますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願いを申し上げます。

次に、議案第101号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、前議案同様本年度の福島県人事委員会勧告の趣旨を考慮し、町長及び副町長の期末手当の年間支給割合を0.25月分引き下げ、現行3.3月から3.05月に改正するものでありますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第102号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案も、前議案同様教育長の期末手当の年間支給割合を0.25月分引き下げ、現行3.3月から

3. 05月に改正するものでありますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か伺いますが、まず一つは説明資料の中の2ページですね、2ページに参考資料としまして、南会津町における年間給与の増減額というような一覧表で各年齢ごとに4つの例が載っておりますが、その右わきのほうに、1ページのほうには、県の人事委員会の勧告のポイントが載っております。これは、平均で18万4,000円のマイナスで、マイナス2.8%で過去最大の引き下げと、こうなっておりますが、この南会津町の場合も、この4つの例が載っておりますが、平均でいうとどのくらいになるのか、行政職の場合ですね。数字がわかっている範囲で、この給料月額、年間給与額、年間給与の増減額というのがありますが、わかっている範囲で伺いたいと思います。もし、わからないところがあったら、後から伺えれば、なお幸いであります。

それから、2つ目は、今平均——平均ということは1人にした場合の平均ですね、その合計ですね、正職員の合計、合計ではこの給料月額がどのくらいなのか、年間給与額がどうなるのか、年間給与の増減がどうなるのかというようなことを伺いたいと思います。

それから、議案一括ですから議員の方も聞いていいですか、議員と町長など、それから教育長等についても、それについても、ここで一遍に、この表のとおり、給料月額、年間給与額、年間給与の増減額というのが、わかればずっと、ちょっと数字がいっぱいになって申しわけないですが、ゆっくり言ってください。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、職員の給与に関する改定の部分でございますが、まず、1点目としまして、行政職の1人当たりの支給額というようなおただしがありましたので、まず、その点からご説明申し上げたいと思いますが、今回の改定に伴いまして、県の場合ですと、平均18万4,000円の減ということで、2.8%の減ということでございますが、当町の場合、行政職の平均の数値で申しますと減額分がマイナス16万3,401円という数字を試算をしているところでございます。

ちなみに、県の場合ですと2.8%のマイナスということになりますが、給与の構成等も当然違いますので、当町の場合はマイナスの2.55%という形での引き下げという形になっており

ます。

それから、2点目でございますが、これは行政職ばかりではなくてすべての職員の平均ということのおただしがありましたので、その点についてお答え申し上げますが、年間の減額分につきましては、マイナス15万5,805円という数字になっております。

それから、年間の給与額というようなお話もございましたので、あわせて答弁させていただきますが、まず、行政職の平均で年間のすべての給与の額でございますが、勧告前が614万7,000円ほどございました。

それから、今回の改定に伴いまして、598万4,000円ほどの額になるということでございます。今、申しましたのは行政職の平均の数字でございますが、技能労務職を合わせました町職員全体の平均の数字で申しますと勧告前が年間610万2,000円ほどになります。それから、今回の改定の引き下げに伴いまして、594万6,000円ほどになるということでございますが、削減額は、先ほどご答弁申し上げました額ということになります。

それから、次が議員関係の改定の部分でございますが、これにつきましては、今回は手当の支給の月数の引き下げということでございますので、その部分について、お話をさせていただきます。これは議長さん、それから副議長さん、委員長さん、議員さんという形でそれぞれ報酬月額が違いますが、議長さんの例をとりますと年間でマイナス9万275円の手当の減ということになります。それから副議長さんにおきましては、マイナス6万9,862円でございます。それから委員長さんにおきましては、マイナス6万5,550円でございます。それから議員さんの方につきましては、マイナス6万3,250円、これの期末手当の減という形になっております。

それから、101号で提案しております町長等の関係でございますが、これにつきましては、町長におきましては、年間の期末手当の引き下げ額がマイナス22万8,562円ということになってございます。それから副町長さんにあつては、マイナス18万2,850円の期末手当の減ということになります。

それから、102号の教育長の関係でございますが、これも期末手当の支給月数の減ということで、年間マイナス17万1,350円の引き下げということになります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 職員の場合を例にとりますが、平均で16万3,000円ほど行政職の場合、平均で減るんだというようなことがわかりましたが、そして、2.55%とわかりましたけ

れども、この見方としまして、勧告前の給与は本年6月の期末勤勉手当の一部凍結前で算出しているというふうに書いてありますので、そうすると6月の時点でもうボーナスが減りましたよね、その減る前との差ということですから、この6月の減った分と今度減る分の合計と、合計でその平均を出すと16万というようなとらえ方でいいということですね。これから減る分ではなくて、前減った分との合計というのかな、そういう見方なのかなと、こう思っていたんですが、一応それを確認いたします。

それと、今一つは、今度は町長に対して伺いたいと思いますが、1人平均で16万円も年間でボーナスが減ると、それから、これは大変大きいものでありまして、職員の生活への影響ですね、あるいは仕事に対する意欲とか、あるいは地域経済、これへの影響は大変大きいと思うんですね、これについては、どのようにとらえているか伺いたいと思います。

そのためにも、今、差額しか答弁がなかったんですけど、本当はこの年間の総支給額ですね、職員に対する支給額といいますか、その何千万というか、何億というかが減るんだと、そこが本当は私は知りたいと思ったんですよ。ですから、この表のとおり全部埋めてくると、合計でというのはわかっていると思うんですね。そこをあえて、もう一度数字の問題としましては、合計額がわからないのかということと、そういう職員に対して、地域に対して町長はどう考えているかと、その2点を伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私のほうからは、今回の減額に当たって、地域経済への影響等についての考えを示せと、こういうおたがございましたので、お答えをさせていただきます。

私は基本的に公務員制度、あるいは人事院勧告制度というものが、これまでずっと継承されてきたということがありますので、この歴史的な背景について、ここで見解を申すつもりはありませんが、基本的には給与というものは、その業務、仕事の内容にあわせて評価をされ、給与が支給されると、これが本来の姿であると、こういうふうに思っております。

したがって、私の心情といたしましては、南会津町職員のそれぞれの業務の内容を総じて判断をさせていただきますと、減額に値しないという業務の内容を執行していると、このように思っております。その一つの事例といたしましては、これまで限りなく無駄をなくすという意味で削減運動に取り組んでおりましたが、1,800万の削減効果を出しておりますし、頑張る地方応援プログラムという国の制度に乗っかりながら、地方が地方でできることを最大限努力をしていくと、この取り組みもした結果、8,700万の交付税の増額を見ている、こういう取り組み。

さらには、最近、雇用の非常に不安な状況の中で、現場に出向き一人一人の声に耳を傾けながら、その緊急対策に取り組んでいる、さらに、この緊急対策を緊急対策で終わらせない安定雇用対策のほうにつなげようという、今、業務をしっかりと遂行していると、こういう中では、私はぜひ減額という形でないものを目指してまいりました。

しかしながら、先ほど申し上げたように公務員全体としての制度あるいは人事院勧告という制度の中で、やむを得ない処置としてとらえて今回の提案をさせていただきました。そこで、地方に与える影響というものは、私は計り知れないほどであると、こう思っております。

したがって、今後の私どもに与えられた新たな課題として、いわゆる地域にそれぞれ職を得、そこで経済活動している方々にどれだけ経済活動の継続性あるいはその中で所得の向上を目指していけるような環境づくりを行政が整備をするということが新たな課題になってくる、ここに誠心誠意を傾けて職員全員でこのことに当たっていくべきだと、こんなふうに考えております。

しかしながら、当面その効果があらわれるかということ、なかなか即効性はないというふうに思いますが、あきらめず本気で経済に影響しないように、あるいは経済の実態を知りながら対策を講じてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

まず、1点目でございますが、先ほど申しました行政職平均の削減額につきましては、6月の手当の凍結分、これを含んでいるのかというようなおたしだだったのかなというふうに思いますが、お示ししました16万3,401円という数値は、これらを含んだ年間ベースでの削減額ということでございます。

それから、2点目で制度改正に伴う期末勤勉手当を初めとした給与改定された部分の全体額というようなお話がございました。これは、この後各予算のほうで出てまいりますが、ちなみに、一般会計の補正予算の23ページをごらんいただきたいと思っております。ここに、給与費の明細の部分で記載させていただきましたが、ここに、全体額という形であらわしをさせていただいております。

まず、給与の部分でございますが、増減事由別内訳の中で給与改定に伴う増減分、これにつきましては、今回の条例改正に伴いまして、マイナスとなる給与の部分、これが全体で一般会計の場合132万2,000円ありますよと、こういうことでございます。

それから、手当の部分でございますが、下段の下から2段目になりますが、制度改正に伴う

増減分ということで、全体で3,688万円のマイナスということでございますが、その内訳としまして、今回の改正条例に伴いまして、期末勤勉手当の率の改正に伴う減額分がマイナス3,588万8,000円、それから、その下、自宅に係る住居手当の廃止、これに伴いまして、マイナスの99万2,000円ということでございまして、これが職員の全体の数値ということでございまして、一般会計に所属していない特別会計の職員についても、同じくこのような形で記載をされておりますので、これらのトータルした数字が町全体としての制度改正に伴う減額分ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、一般職員のほうを見ただけでもざっと見て3,500万ほどマイナスになるというふうに見ていいのかな。そうすると、これ、日本全体としては何千億という数字になると思うんですが、こうした給料が減っていけばその分一部貯蓄に回る分があるとしても、消費がすごく減るわけでありまして、将来的には年金とか、あるいは生活保護費とか、そういう面までマイナスになるような影響があるのではないかという心配をしますけれども、そういう間接的な影響についてはどうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

これまで公務員給与というのが議員おただしのように限りなく連動性を持ってきました。そういう意味で過去の事例を踏まえると私も非常に住民生活の隅々まで影響を及ぼす可能性があるという、そういう心配を実はしております。ただ、私がこれから議員の皆さんといろいろとご議論いただきながら、考えていかなければならないのは、国はこれまで人事院勧告制度というものをしてまいりましたが、そのあり方について、本当にいわゆる経済の指標に合わせたものでこれまでやってきたわけでありまして、公務員の役割、任務とは一体何なの、ここの任務の評価をきちっとしながら、この制度の見直しについては、やはり政府自体にいろんな形で提言をしていく、そういうふうなことをこれから私たち首長はしていく必要があるだろうと、こんなふうに思っています。

その一つの理由として大きく考えれば、いわゆるこれまでは国がすべての制度をつくってまいりました。そして、制度の中で基準やあるいは規則もつくってまいりました。しかし、これから、いわゆる今まで先ほど申し上げたように頑張る地方応援プログラムのように地方が企画をし、地方が規則をつくり、あるいは地方が一定の成果を見通した中で提案をするという形になってきていますので、これまでの国に準ずるといって形が私は少しずつ施策の中でも変わってきてい

るので、それらを考えれば、今後国民のあるいは住民の生活の末端までこういうことが及ぼしていかどうかという議論、協議は、今後大いにしていかなければならないというふうに思っております。

したがって、私の手の届く段階でできることとそうでないことがあります、そこは仕分けをしっかりとしながら、そういう流動性のないような形で、また別な意味では補償制度等の活用も図りながら、住民生活には不安のないようにしていくべきだと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 簡単なことでお伺いしたいんですが、まず、5ページの議案ですが、ラスパイレス指数、19年度分のラスパイレス指数は95と聞いております。あと20年度と21年度がわかりましたら教えていただきたい、伺います。

それから、給与費明細書の22ページ、これを見ますと、給与費は下がっておりますが、共済費だけ増額になっております。この理由について、この2点だけ伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、22ページの関係でございますが、これは、予算の審議の中でお答えしたいというふうに思います。

それから、ラス指数でございますが、これは、20年度におきまして96.0ということでございまして、21年度につきましては、まだ数字が確定しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 何点か質問をしたいと思っております。

まず最初に、町長の今回のいわば人事院勧告に対するの受けとめ方について、先ほど大竹議員から質問があつて、見解を述べられましたので、その部分については省きたいと思っております。

次に、具体的な数値の問題から入っていきたくと思っておりますが、まず、1点目、現時点において、この給与勧告対象者が全体で何人いて、そのうち現給保障者が何人いるのか。

それから、南会津町の場合に現給保障者が大ざっぱでよろしいんですけども、ざっくり言ってこの間何年賃上げなしの状態が続いているのかと。今回の賃下げによって、いずれにしても

新賃金表が下がりますから、現給保障者がまた引き続きこのまま推移すると、場合によっては、今、50歳の人が定年まで賃上げなしの状態、今の賃金で退職せざるを得ないという状況が、果たして何人くらい該当者が出てくるのか、この数ですね、まずこの辺の現給保障者にかかわる人数について、まず、1点目お聞きしておきたいと思います。

次に、2点目なんです、いわゆる住居手当、これの該当者は何人当町ではいらっしゃるのかということですね。県の資料を見ますと、0.28%のカットというふうにモデルが出されておりますけども、これは、各町村によっておのずから数値が違ってきますので、当町の場合は該当者が何人で、それに伴うパーセントが何%ということが当然違ってくるかと思えます。住居手当はそういうことですね。

それから、それらを踏まえて、今回のいわばマイナス0.58%の根拠をひとつ示してほしいと思います。実際に、県のモデルケースとして0.53%というようなこと、そして、現給保障者に限ってはマイナス0.58%というふうに標準モデルが出されていますが、これは、各市町村によって異なってくると思えますが、我が当町のように現給保障者の多い町村にあつては、むしろマイナス0.58%よりも、さらに多くのマイナスの数値が出てくるのではないかなというふうに私なりに推測しているわけですが、ここの0.58%のひとつ根拠を示してほしいというふうに思えます。

最後に、仮に人事院勧告が今回はマイナス勧告でしたけれども、プラス勧告というような場合が出た場合、実際当町の場合においては、いわば新給料表との関係で現給保障者がプラスに転じることがあり得るのかどうか、あるいはそうじゃなくてあくまでも新給料表との乖離が縮まるということなのか、その辺についてお聞きをしておきたいと思えます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

まず、1点目としまして、今回の給与の改正に伴って対象となる職員ということでございますが、これは、当然のことながら全職員ということになります。その中で、現給保障というようにお話がありましたが、この対象となる人数につきましては、135名を予定しております。それで、現給保障者という表現が適正かどうかちょっとわかりませんが、給与構造改革に伴いまして、給与水準が引き下げに伴いまして、それまで受けていた経過措置としての暫定措置でございますが、それによって、何年続いているのかというようなお話がありましたが、正確に何年続いているのかということまではちょっと調べてはおりませんが、給与制度が変わった後、これから、退職を迎えるまでに今の予定ですと、ほとんどの方は、多分給与がこれから

は、上がるということはないだろうというような見通しは立てております。

それから、2点目でございますが、住居手当の関係でございますが、今回制度の改正に伴う自宅の住居手当ですね、これの廃止に伴って対象となる職員数でございますが、これは96名おります。これが与える最終的な改定率に対するはね返りの率、これまでにについてはちょっと積算をそこまではしておりませんので、おおむね県が0.28ということでございますので、持ち家を持っている職員数の割合が県との比較の関係でちょっと問題になるのかなと思いますが、そこまではちょっと試算しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3点目でございますが、いわゆる給与構造改革の給与水準の引き下げに伴う経過措置額の算定基礎額、これについて0.58%ということでの根拠のお話ございましたが、これにつきましては、議員おただしのとおり、それぞれの団体で当然違ってくるだろうというふうには考えております。

しかしながら、こういう町村の場合ですと、そこまで何ていいますか、調査、それから具体的に試算できるなかなか余裕といいますか、力もないのが実態でございますので、基本的には県に準拠したというような形で0.58で経過措置額の算定基礎額について、引き下げをしたということでございます。

それから、最後にプラスの勧告があった場合にいわゆる現給保障の部分についての改定があるのかというようなお話がありました。今回、マイナスの勧告を受けて経過措置額をマイナスにしました。これは、当然のことながら人事院勧告に基づきながらマイナスにしたわけでございますので、当然プラスになれば、この基礎額についてもプラスの部分について考えるというようなことになろうかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 ただいまの答弁で傾向的にはわかったんですが、再確認をしたいと思うんですが、現給保障者が当町の場合は135人と、そういう意味では全体の職員数からすれば約45%と、これがもう定年まで給与が上がる仕組みが今はできてないよと、このまま推移するよというふうに私理解しました。

それから、あと住居手当、これは96人と、そういう意味では32%、この2つの要因からして、県のいわばモデルで言っているところの0.58%マイナス、これよりもマイナス上の数値に来るといふふうに、マイナスの数値がもっと大きいということとして、傾向として確認して、そこはよろしいかどうか、見解をお示し願いたいと思います。傾向としてでいいです、細かい数値はいいから。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 まず、現給保障者が今後定年まですべて給与がこのまま上がらないのかというようにお話でございましたが、これは、すべての方が上がらないということではございませんで、一定程度高齢といたしますか、ベテラン職員につきましては、多分上がらないだろうというふうに思いますが、たまたま今現在、現給保障を受けておりますが、今後毎年の昇給に伴いまして上がる職員もありますので、すべてが上がらないということでないことだけは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、住居手当を含めたいわゆる0.53%と比較をして、当町の場合どうなのかというようなことではございますが、先ほど大竹議員のほうでお話ししましたとおり、1人当たりの職員のいわゆる年間ベースでの率、改正前と改正後の率で申しますと2.55%ということではございますので、それぞれ県の数字、それから町村の数字というのは、当然のことながら職員の構成、それから例えば住居手当については持ち家の比率等によっても違いますので、当然変わるわけではございますが、細かい数字の試算は試算としましても、2.55%の平均的な削減額ということになっていることだけをご理解をいただきたいと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、1点だけ簡単にご説明いただきたいと申します。

私は前々からこういうふうな事態が起こると困るので、人事評価システムをやっていたほうがいいんじゃないかなという自論を持っているんですけども、ただ、人事評価システムのときにも、その財源をどういうふうにやりくりするかというのが、まず課題となると思うんです。今まで、余り注目して見てなかったんですけども、今回の期末手当と勤勉手当について、通常一般の会社であれば非常に計算が簡単だと、通常会社であれば給料、要するに基本給掛ける何点何倍で計算しますんですけども、どうもこの条例集を見ても、どこに書いてあるのかさっぱりわからないので、1点だけお聞きしますけれども、公務員の場合には、期末手当、勤勉手当等その倍率がありますけれども、その基本となる数字ですね、例えば給料プラス何かの役職手当だとか、そういった基本となる数字はどこに書いてあるのか、あるいはどういった計算をしているのか、その1点だけちょっとお伺いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず率でございまして、再度整理をさせていただきたいと思いますが、まず職員の期末手当

につきましては、改正後の数値で申しますと6月におきましては100分の125、それから12月につきましては100分の140、それから勤勉手当につきましては、それぞれ6月、12月ともに100分の70ということでございます。それで、これらの数値を掛ける前の積算の仕方でございますが、これにつきましては、給与月額プラス扶養手当ですね、これを足しまして、さらに、そこにその職員の責任の度合いに基づきまして、5%から15%までの加算措置がございます。これは、議員さんの場合につきましても、報酬月額に15%加算して支給月数を掛けるというやり方でございますが、それと同じやり方で3級以上の職員につきまして5%の加算、それから4級の課長補佐相当職員につきましては10%、それから5級の課長につきましては15%というような加算を設けまして、そこに冒頭申しました支給の月数を掛けまして、手当の額が決定すると、こういう内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると、5%から10%前後の加算があるという、それは、要するにその管理職だとか、階級によって変わってくるという、どちらかと言えば階級の高い人にはご苦勞をかけましたという分で少し高くなっているというような理解でよろしいですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それぞれ3級係長相当職、それから4級課長補佐相当職、それから5級課長相当職ということで、それぞれ責任の分野に応じて加算をしていると、こういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると、その加算率というのは、ひとつ私は確かに今後もそうだと思いますけれども、これからは管理職の方は、私も一般の会社にいましたけれども、一般の人の給料は高いけれども、管理職は意外と基本給が低くて、同じそのくらいの手当なら管理職を目指さないで穏やかに過ごそうかなという人も出てくるんじゃないかと思うので、1点お聞きしますけれども、この加算率というのは、町自体で自由に決めることができるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

条例上は15%以内で規則で定めるもの、率という形になっておりますので、できないということではございませんが、これは、やはり人事院勧告、それから人事委員会の勧告等に準拠しながら統一的にこういった率を設けているところでございますので、条例上改正できないとい

うことではございませんが、現状としては、この改正については難しいものと、こんなふう
考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、これより
討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があるようでございます。それでは、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この職員の給与に関する条例につきまして反対の討論をいたします。

これは、町の考えというよりも、人事院勧告あるいは県の人事委員会の勧告の全面実施であ
りますから、それらに対する見解のようなふうになろうかと思ひますけれども、述べてみたい
と思ひます。

戦後、公務員には団体交渉権や争議権に制限が加えられまして、その代償措置として公務員
の利益を守る役割を担ってきたのが人事院勧告であります。しかし、2002年に小泉内閣が打
ち出した総人件費抑制政策は、本来中立であるべき人事院にも押しつけられまして、それ以来、
毎年のようにマイナス勧告が行われまして、さらに、2006年からは実態調査対象企業の規模
を100人以上から50人以上にしたり、さらに、ことし5月には異例の勧告を行って6月のボー
ナスが減ったりしまして、その人件費抑制政策が実施されてきたわけです。この前、11月22
日の新聞を見てみますと、20日の国会でのやりとりが載っておりまして、共産党の塩川鉄也と
いう衆議院議員が原口総務大臣に、前政権で8月に勧告が行われましたが、その前政権で人事
院に対しまして、圧力があつたというようなことについて、何が起きていたのか検証したいと、
そういう答弁を原口総務大臣がやっております、中立性を欠いているという実態を認めてい
るわけでありまして、そうした中での今回の勧告でありますので、給与の引き下げが提案されて
いるわけでありまして、そうした前提をまず指摘したいと思っております。

そうした中で、この行政職の平均で16万円のマイナス、それから、合計では3,600万以上の
マイナスというのは、非常に大きな減収で職員の生活はもとより地域経済への影響は極めて大
きいものと思ひます。民間が大変だから引き下げは当たり前だと、そういうような声もありま

すけれども、しかし、それでやっていきますと、ひいては年金や生活保護費までマイナス影響を与える重大な問題でありますので、私は今回の条例改正に職員分については、反対をするものであります。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私はこの人事院勧告による引き下げということに対しては、非常に残念だという今の大竹議員の言葉にもあるようにという思いはございます。

しかしながら、現在までアップのときも、いろんな面で人事院勧告に参考として従ってまいりました。近い将来は、今、小泉総理の話もありましたが、地方分権という流れに沿っています。この地方分権の形が早く来て、地方の給料もしっかりと地方で決められるような時代が来ることは、私自身も望みますが、現時点においては、この地域の状況、世界の経済、日本、ましてこの南会津地域の現状の住民の思いを考えますと、やっぱりこの時点では、人事院勧告に従って引き下げというのはいた仕方がない、逆に当然であると、こう思いますので賛成いたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第103号 物品購入契約についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第103号 物品購入契約についてご説明いたします。

本案は、木質バイオマス利活用のためのチップ製造機の購入でありまして、神奈川県相模原市田名3334番地5、緑産株式会社代表取締役社長、小菅勝治と随意契約により移動式中型チップパー1台を2,121万円で物品購入契約を締結するものでありまして、議会の議決に付するものであります。

ご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 契約内容についてではないんですけれども、これの購入後に係ることについて、幾つか質問をさせていただきます。

第1点目でございますけれども、木質バイオマスの利用に係るチップ製造機、その利用法の基準というものは、どういうふうに、何なのか、いわゆるどういった団体とか、個人とかに多分貸すというふうに理解していいのかなと思うんですが、利用法の基準ありましたらば、お示しをいただきたい。

2点目でございます。この購入の機械はどこで管理をするのか、役場でやるのかなというような思いはあるんですけれども。

3点目は、使用される場所というものは、どういったところを想定されているのか。

4点目、製造機でつくられたチップの活用の先ですね。チップが出たときに、その販売等ですね。それは、個人とか団体がチップを製造したときに、その販売等については、自由裁量でやっていけるのかどうか。

最後に、この物品を購入された後、これを町民に貸し出しをされるということのときに、その細則等、決まりですね、考えておられるのかどうか、ちょっと細かいんですけれども、5点について、説明をお願いします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 お答えいたします。

5つほど質問があったんですが、多少前後するかもしれませんが、ご了承ください。

まず、今回導入します移動式チップャーでございますが、置き場所ですね、まず定置位置というのを伊南地区の木材ストックヤードをベースに考えてございます。

活動範囲ということになります、館岩、南郷を含めまして、もっぱら西部地域での活用というものを想定してございます。利用の基準はということでございますが、まず、伊南の木材ストックヤードに定置しますので、管理につきましては、伊南の木材ストックヤードを管理する団体にその機械も管理していただくということを現在想定してございます。ですから、役場が直接機械を管理するというよりは、そこに貸し出すということで考えております。

それから、製造したチップの活用先ということでございますが、当面は、今回導入します移動式チップャーでつくるチップというのは、切削チップと申しまして、二、三センチぐらいの木片になるチップでございます。当面、ストックヤードに保管すると、貯留するということになるかと思いますが、その利活用については、第一義的にはチップボイラーを導入しまして、そこでの燃料というような活用を考えております。

また、そのほかには、幾つか利用方法は考えられるんですが、ほだ木とか、おがにかわるキノコの菌床というような活用も将来的には考えていかれるのかなと。

それから、遊歩道にチップ舗装というようなことで、そういった活用も考えていかれるのかなというふうに思っております。販売等が団体、個人の自由裁量なのかどうかということでございますが、導入した後、なかなかストックヤードの運営を含めまして、導入してすぐうまく回転するという想定は、なかなか難しいものですから、当面は、団体の自由裁量でやっていただくのが一番いいのかなというふうに考えてございます。

それから、貸し出しの細則等についてでございますが、当面定置位置を伊南の木材ストックヤードということで、また管理をそのストックヤードを管理する団体ということで考えておりまして、さらに、そこから個人の方ですとかにその機械を貸し出すというようなことまでは想定してございませんので、そこまで想定した細則というのは、現在のところ考えておりません。

多少前後しましたが、以上で答弁にかえさせていただきまして、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番　平野昌盛議員　山内議員の質問と重なる部分があるかと思いますが、ちょっと細かいことをお伺いしたいと思います。

まず、簡単にお答えいただきたいと思いますが、これは、耐用年数は何年なのか。

それから、木材は今、答弁を聞いておりますとどんな木でもいいということでございますが、そういうように受け取れましたが、それでいいのか。

そして、主にこの材料の搬出、これは、どのようにされて集められるのか。

それから、民間の業者との連携は、話し合いをやったかと思うんですが、その点について。

それから、これ、機械を買っただけでいいのか、稼働までの経費、これは、どのぐらいかかるのか、人材、職員については、他の団体に任せるということでございましたが。

それから、機械の納入期限はいつなのか。

それから、これも改めてお伺いするわけですが、財源はどうなっているのかちょっと伺いたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 答えいたします。

何点かあったと思いますが、まず耐用年数でございますが、ちょっと時間をいただきたいと思います。

それから、使える木の材質は何でもいいのかということでございますが、ストックヤードに定置をして間伐材の未利用部分、木材ですね、それを第一義的には活用したいということでございますので、基本的にはどんな材でもチップにできますけれども、今考えているのは、木材ストックヤードで売れ残ったような材ですね、そういったものを資源として使っていきたいというふうに考えております。

あと、納入期日はということでございますが、このチップパーはアメリカ製です。製造会社がアメリカでございます。極めて特殊な車両でございますので、常日ごろから作り置きしているというようなものでもないらしいですね。受注生産する部分がございますして、受注してから納品まで3カ月ぐらいかかるというような情報も得ておりますので、今年度ぎりぎりぐらいに納品ということになろうかと思っております。

それから、ランニングコスト、経費でございますが、伊南のストックヤードにおきまして、管理を伊南のストックヤードを管理する団体をお願いするという中で考えておりまして、ランニングコスト自体は、その機械を動かすコストだけで済みますので、それほどかからないのかなというふうに具体的な数字まではつかんでおりませんが、考えております。

以上でよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○杉原一成環境水道課長 財源につきましては、臨時交付金ですべて対応しますので、全額国の支援を受けて購入するということになります。

以上です。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 木材の搬出の件でおたがしがあったかと思いますが、現在、農林課で進めております木材流通システム、搬出支援の事業を活用しまして、それぞれ各ストックヤードに間伐材を搬出をすると、そういう材を活用していくということで、農林課のほうと連携をしつつ進める考えでございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 あと、これ、ちょっと聞き漏らしたかと思うんですが、先ほどの提案理由の説明で随意契約された理由としては、特殊な機械だから、その会社しかやってないということかと思うんですが、その点、もう一度伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 お答えいたします。

先ほど申しましたが、この移動式チップパーはアメリカ製でございます。移動式チップパーをつくっている業者と申しますのは、あとヨーロッパにもございます。ヨーロッパの機械等、規模ですとか、性能ですとか、頑丈さですかね、そういったものを勘案しまして機種選定を行いました。その中で、今回導入するウッドハッカーダイナミック社のものなんですが、これがいいだろうということで選定しまして、これを取り扱う業者が国内で1社でございますから、輸入ということになります。そういったことで1社の随意契約ということにさせていただきました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 質問が前後して申しわけございませんが、民間企業との話し合いとか何かは、その件についての答弁がなかったような気がしますが、その件について伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 ご質問のその民間企業との関係というのは、例えばその地元のチップを製造している民間企業との関係というような理解でよろしいですか。その辺につきましては、町内に切削チップを製造している業者、それから、ハンマーチップと申しまして、砕いた繊維質になるチップ、そういったチップを製造している業者がございまして、今回、導入しま

す移動式チップでつくるチップでございますが、民間の業者さんがつくっているチップの材料と多少すみ分けはできているのかなということと、それから利用状況ですね、でき上がったチップの利用、活用方法、それからその製造規模等々を考えましても、民間さんと競合するというようなことまでには、ならないのかなというふうに考えてございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ただいまのご説明を聞いていて、ちょっと疑問に思ったんですけども、確実に必要なものなのではないかということと、まず聞きたい。先ほど説明の中で、第一義的にチップボイラーの燃料に活用するというふうな計画があるようですけれども、その先が全然見えないような状況の中で、2,100万もの機器を買って、まず機械を買う、それから施策を考えていくというような考えにしか聞こえなかったんですけども、実際的には、中身が進んでいるのかもわかりませんが、どうもとりあえず、当面はという言葉が何度も出て、とりあえずそこに置いておこうというふうな説明だったわけですが、やっぱりこれだけ、幾ら臨時交付金を使うに当たっても、持ち出しがないという考え方なんだろうけれども、お金があるからとりあえず買って置こう、それからその使い道は考えて置こうというような買い方では、おかしいというふうに思いますので、しっかり2,100万もの投資をするわけですから、しっかり計画を示してくださいよ。こういうふうに使って、こういうふうにしたいと、先ほど本当に第一義的にはチップボイラー、第二的にはキノコの菌床、それからチップの歩道等に使用していきたいというふうな説明だったというふうに思います。

当面はなかなか回らないから、伊南地区のストックヤードに預けて、その業者さんに運用を考えてもらおうというふうにしか聞こえなかったんですよ、今の説明だと。もし、今はやりの仕分け作業であれば、今の説明ではカットですよ、間違いなく、はっきり言って、もう少し戦略的なことをしっかり示していただいて、2,100万もの投資をするんだということを示していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員の受けとめ方としての気持はわからないわけではありませんが、それでは、一切道筋がついてないものについては、何も手を出せない、こういうことになります。今、我が地域で雇用を起こそう、そういうときにしっかりと私どもの当局でできるのは、情報として入手できるもの、いわゆる国でやっているか、県でやっているか、民間でやっているかということになり

ます。しかし、その先をいかないと地域経済は起こせない、つまり、ストックヤードで木材を集めました。間伐をするのに間伐の補助金も出しました。最近、ストックヤードに限りなく材が集まってまいりました。そして、その材料が少しずつ販売につながっています。しかし、どうしても間伐材の中には、山に放置してくるか、出したとしても、今現在の実態としての利活用がない、この部分をどうするか、この部分がないというふうになれば間伐が進まない、こういうことになりますので、ここは、この機械を臨時交付金をいただいて実証実験をしようということに取り組んでいます。

その一つとして、今、県としっかりとつながっていわゆるチップによるキノコの培養、これが本格的に県のほうで一緒にやりましょうという答えが出始めています。というのは、予算化されないと、私どもはできませんと、こう言えないものですから、今現在、県のほうでは予算化をするということに進んでいますので、この培養試験をやると。

それから、限りなくこの間伐材を出すときに、歩道をつくらうという動きがございます。歩道をつくるということは、スノーモービルを使って、いわゆる冬の雪を利用して搬出すると、つまり大きく山の形質を変えないで搬出していこうという動き、じゃその歩道をつくったところを場合によっては、いわゆるいやしの空間、つまり健康としてのステージに使えないか、そのときにいわゆるチップを敷いていくことが可能だと、こういうところについては、非常に全国的にも、今、求められていると、こういうことがございますので、確かに、担当者となれば、県の裏づけがあるわけでもない、あるいはまたプロジェクトチームの中で何年間かけてつくった計画でもないの、そういう表現の仕方になったかもしれません。でも、ここはぜひご理解をいただきたいということは、そういう不安材料がある中でもしっかりとやりながら、この有効な森林資源を私どもの町から全国に発信できるような仕組みをこの機械を使って、取り組んでいきたいと、こういうことがございますので、ぜひお見守りをいただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 間伐をただで道もつukらないというのは、菅副大臣も言ってまして、そんな内容を言ってましたね。道をつくらなければ間伐した意味がないというふうなこともおっしゃってましたので、今のお話はわかりましたけれども、私が言いたいのは2,100万もの支出をするということに対する根拠をもっとしっかりと話してほしいということです。議会において、やっぱり議論の材料になるわけですから、あやふやな説明ではやはりうんとはなかなか言えないでしょう、議会は一つのチェック機能ですから、だから、ある程度の今ほどの町長

がおっしゃったようなしっかりとした道筋なり考え方を示して、2,100万を執行してよろしいですかというのが議会に対する説明の仕方だろうというふうに思います。当面どうのこうの、こういうふうにやったらいいだろうなという、具体的に2,100万というものが出るわけですから、やっぱりそういった説明の仕方をしていただきたいと思いますよ。そうじゃないと、何だかさっと流してしまったような話になってしまうので、やっぱり担当は大変だろうけれども、いろいろな、しかしながらやっぱり大事なお金2,100万支出するわけですから、投資ですから、間違いなく、これは、ですから説明をしっかりしていただきたいというふうに、質疑の中ではちょっとおかしいかもわかりませんが要望しておきます。よろしく。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 一つだけしか、質問にならないかもわかりませんが、いろいろこう言われて、それで、チップターの製造機、ウッドハッカーとか何とかというアメリカ製だということだけれども、日本だって、これ、日立だのあるよ、何だ、パンフレットを見て、多分、大川荘だのああいうところにも日立の移動式、あれ、あったもの。そういう形で、日本にそのアメリカのと、ヨーロッパのしかない、ここらはちょっと考えられないんだけど、川島にも入っているの、移動式のやつ。あと、もと金井にも入ってた、これは、どこのなんだかわからないけれども、これまでは調べていないんだけど、日本でつくってないというのはちょっとおかしなものですから、本当ですかというような、確認のため。

あとトン数として、中型チップターって、どのぐらいの処理能力というか、荒海にあるのは240トン、1日240トンぐらいの処理能力があるやつなんだけれども、これも大型でも、多分中型だと思うんだけど、この処理能力っていうか、そういう形、お願いします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 国内でも生産しているのではないかとということでございますが、事前にいろいろ情報を仕入れた中では、国内で生産している移動チップターというのは、情報として入手できなかったということはございます。

既に、川島等々に入っているチップターがどこ産なのかというのは、確認しないと何とも言えません、いろいろ機種選定した中で、今回導入する機種が最もいいという判断をしたところでございます。

あと、処理能力でございますが、1時間当たり50立方程度の処理能力がございます。

○7番 星光久議員 立方なの。

○杉原一成環境水道課長 そうです。50立方メートルですね、その処理能力を持った機械でござ

ざいます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 これは、大変いいことなんですが、我々議会にはまだ機械のカタログも何も来てない、カタログか何かサンヨのほうで、ある議員に、おまえ、何だと言われたけれども、カタログがあれば、それも見せてもらいたい、どういう形、どんなものなのか、今あったら、それを見せてもらいたい、なければならないように。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 カタログはございますので、ごらんいただきたいと思います。

議長、それじゃよろしくお願ひしたいと思いますが。

○渡部康吉議長 後でもいいでしょう。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 カタログがあれば、今、配付してもらいたいです。もしなければ、これ、仕方がないが。

○渡部康吉議長 全員に配るほどないそうですから、後からでもいいでしょう。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 私たちも勉強不足で申しわけないんですが、これだけの金を使うのにどんな、どんな機械だかわからない状況だとすれば、勉強不足ですみませんが、それくらいのお慮をお願ひしたい。2千何百万……どんな機械で、どういう形か、全然わからないわけですから、議会が終わってもいいから、それを配付してください、お願いします。

○渡部康吉議長 後から配るようにします。

そのほかに質問ございませんか。

21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 1点だけ伺いたいと思います。

この機械の生産能力は1時間当たり50立米ということは、わかったんですけども、機械の木材の入る大きさ、どの辺まで使えるのかということ、丸太をそのままぱっとみんな大きいまま入ればいいんですけども、この機械の投入口が狭かった場合は、チェーンソーで割ったり、あるいは工場に持って行って割ったりする、そういう手間がかかると思うんですね。ですから、その投入口の大きさがわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 投入口の大きさでございますが、直径38センチ未満のものまでは入るといふ大きさでございます。それ以上になりますとそのままは入らないことになります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 3回終わりましたので、ご遠慮願います。

ほかにございませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 後から配付しますと言ってるでしょう。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 暫時休議します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時39分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか質疑ございませんか。

〔「議長、15番」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 15番は3回以上質疑が終わりましたのでご遠慮願います。

ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 今までのいろいろな質問で大体わかりました。ただ、一つ余りよく出なかったのが、5番議員から出ましたけれども、本人はわかりましたと言ったんですが、貸し出しの細則はと、私も細則ではなくとも、当然町で2,000万の財源を使って買って貸し出すわけですから、やっぱり例えば故障した場合はどうであるとか、あるいは移動に当たってはどうかと、必ず問題が起きると私は思います。そういう規則は必要ではないか、当然のことだと私は思うんです。先ほどの答弁ですと、1社が利用するような形なんですけれども、1社以外にも、もし使うのであればそれについても規則は必要ですし、それから、舶来というのは、もし故障すればかなりの金額がかかります。私もスキー場の圧雪機、あれ舶来ですね、

国産でいっておいても、それから、先ほど出ました川島でもと言ったんですが、あれは、恐らく組合で使っている部分と金井さんで使っているタブという碎機械のことだと思うんですが、あれも結構故障で、私も商売ですので見てます。かなりの部品代も金もかかります。そういうことを考えますと、当面1年2年では故障はないと思いますが、ある程度の決まりは、まだこれからですというんですが、使ってからではなくて、当然その時点ではこういう細則は決めてやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 お答えいたします。

伊南地区の木材ストックヤードに置いておいて、その管理団体に管理していただくと、貸し出すということで考えておまして、その中で議員おっしゃるとおり、部品によっては多少壊れるというようなこともあろうかと思いますが、今回導入しましたのは、なるべく故障の起こらないような頑丈なものを導入しましたので、すぐ故障ということにはならないと思いますが、おっしゃるとおり、実際に稼働させるのは来年度以降になろうかと思いますが、それまでの間に管理していただく相手方との貸し出す上での取り決めというようなものは、それまでに考えていきたいというふうに考えてございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私たちも、例えば町のものを借りる場合に無料で貸すと、こう言われれば後に何かあるんじゃないかと、あるいは規則なしでというと、もしもという借りるほうでもしっかりとそれは心配になると思います。ですから、先ほど話し合っただけということがありました。しっかりと話し合っただけで、町で勝手に決めちゃうんでは、最終的に、それでは、おれは借りないと、こう言われたのでは困りますので、先ほど町長からありましたように間伐材、いろんなものの、あるいは雇用というものに結びつけるということですので、そういうところに結びつけば非常にいいことですので、その点はしっかりと規約を決めてやっていただきたい。

それから、この販売というのは、先ほど6番議員からもありましたが、しっかりしてないということで、町長から話がありました。私たち、今回、総務委員会で視察に行ってきた芦北町というところは、報告にも書いておきましたが、町で施設をつくって、農協なりそういう団体に管理をさせると、生産したものを一次産業から二次、三次と必ず売り先を見つける、売り先のない生産物は何にもならない、売り先が大事だ、こういう町長みずからの説明を聞いたときに、ああ、大したものだなという、もちろん議会も一緒になって前を向いてましたが、やっぱりこの売り先、使い先というのは、しっかりと決めてやっていただきたい。場合によっては、

民間にチップとして安くても引き取ってもらうとか、それが赤字とか何かは、私たちはそれほど問題ではない、それがどう移動して、ストックヤードに山になって残っていたのでは、やっぱり心配な面もありますので、そういう面も含めて、町長が今後やっぱり町として、我々もいいところがあればですが、民間も含めて売り先というか、使用してもらう先をしっかりと見つけていく考えがあるのかどうか聞きます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、おただしのように今回環境水道課長からの答弁が主たる答弁になりましたが、入り口である農林課がまだまだこのことについて、私は具体的な間伐材の利用における出口対策としての体制が整ってないと思います。このことについては、真剣に反省しなければなりません。これは、農林課の言ってみれば入り口の政策であります。ただ、バイオマス、バイオマスその木質ということで、出口の環境水道課のほうで、今、それを担当しておりますが、おっしゃるように、これは環境水道課だけの問題ではないんですね。どうしても、縦割りの中で物事を考えていくからそういうふうになってしまう、そういう癖がついているところがあると思いますけれども、ここは、完全に反省をして、改善をしていかなければなりません。

そういう中で、実は、町内のチップ製造工場等に原木が山積みになっているケースがあります。これは、いわゆる紙パルプ等の原料になりますが、なかなか流れていかないものなのか、それとも時期的にストックをしているものなのか、そこは、これから検討しなければなりません。私どものほうでこのチップ製造機を使うことによって、いわゆるチップの活用範囲を広げていく、このところはやっぱり県と国としっかりとつながっていくということが大事だと思うんですね。そうして、地元にあるいわゆるチップ製造工場がさらにその業務拡大につながっていくかどうか、私はここに一番期待をかけたいというふうに思っています。

そのほか先ほど申し上げたようないわゆる利活用も当然出てきますが、この間伐材がなぜ進まないか、いわゆるこれまで構造材とか、いろいろな利活用がありましたが、やはりもう少し何ていうんでしょうか、議員もおっしゃったようにコストが高くて、コストがかかって手が出せないという民間企業があったとすれば、そこに一つ矢を射って風穴をあけていくというのも、行政の仕事だと思うんです。そういうことによって、最終的にはこの豊富な森林を活用した雇用対策につなげていけないかと、こういうことでございますので、この件については、ぜひ議員の皆さんとも、いろんな意味で情報がありましたら、各地の視察等も含めまして、ご理解をいただきながら、手を組んでぜひ産業化していくように頑張りますので、ご理解をいただき

たいというふうに思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今はチップの活用先の話でしたけれども、多分先ほど町長が言われたこのチップパーを使って林内道の上に敷くとかいう効果の部分で売り先もあれば、倒木があつて、見苦しいというか、倒木よりもきれいにそれが見通しができるというような景観とかも含めて、このチップはすごく役立つし、このパンフレットを見て明らかになったんですが、一つここで質問したいのは、この防災無線でも6億、8億、7億とかってかなりお金をかけていますが、このメーカーの保証はよく1年って何でもかんでも言われますけれども、ぜひ、これ、アワーマーター、コントロールパネルってありますけれども、何時間動いたからって使い方によって、その壊れ方ももちろん全然違うわけですよ、ですから、その意味ではこれが町とこの会社、神奈川の会社と契約するのは、この日本の支社のほうがメンテナンスするわけですから、ぜひ何百時間とか、5年間ぐらいはどう動いてますかというような、本当に2,000万から手に入れる会社なので、ぜひその辺もメンテナンスに関して、修理で30時間で壊れたけれども、おたくの使い方が悪いんじゃないですかじゃなくて、ちゃんと何年かは面倒を見てくださいとか、何百時間以内だったらどうっていうのは、契約だから多分あると思うんですが、ここで、重ねて言いたいのは、ぜひ買ってしまったからじゃなくて、そのメンテについても、ぜひしっかり、こうなったらこれぐらいはやりますとか、歯がこぼれたらその分では1本20万か30万かわかりませんが、そういうものだよということをあらかじめ明確にしておかないと、後で来たからきつと100万ください、200万くださいっていうの、普通このぐらいの機械だと、修理代必ずかかるものですから、初めからこのアワーマーターも含めて、どのぐらい動いて、酷使してる場合といろいろケースがありますから、これで壊れちゃったよとかっていう分では、そういう細かい部分の契約もぜひやってほしいなと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 今回、契約しますダイナミック社の機械を扱っている緑産株式会社ですね、こちらのほうと議員おっしゃったような内容について重々打ち合わせをしながら、メンテナンスについても十分やっていただけるという確認はとってございますので、それほど心配なくていいのかなというふうに思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 ついでに、先ほどの初めに言った部分なんですが、僕は売り先チップのチップマスとか、そういう部分も期待しますけれども、景観の森林浴的な部分で、きれいな

部分に倒木が間伐がそのまま放置されているのが、すごく嘆かわしい、この部分で、その意味でこの2,000万の機械は、町じゅう南会津町の間伐した後の倒木とか何かの処理で、そこを自由に木道、林内道路じゃなくて、そこを自由に斜め横断でもどこでも行けるようなきれいな林が、環境ができると思って、僕はすごくこういう機械にあこがれてます。ですから、すごくそういう意味では製品を売るんじゃないくて、景観の部分でかなり期待したものだと思いますので、ぜひそういう意味で使ってほしいなと思います。それは、要望を言って終わります。町長、考えを。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

これまで道路沿線型の林産事業というのを手がけてきましたが、これに対して、観光客のほうから南会津町に入ると道路を通って、なぜか森林が整備されていてすがすがしいですねという声は届いています。ただ、これは景観的に観光客に心地よい気持ちになってもらうことも大事ですが、私はやはり今、森林はある意味バランスが崩れていると、こういうふうに思っています。そのバランスの最たるものが、いわゆるカシノナガキクイムシによるナラの枯れ、ナラ枯れが入っている。調べてみましたら、今のところ一部の森林の関心を持っている人には、もうナラ枯れが始まっているところがあるよというふうに言われますが、林業担当の県の職員とか、研究関係者に聞きますと、今のところまだ南会津地方にはナラ枯れが入っていないと、こういうことですので、やはりこういう間伐を通しながら、健全な林に早く持って行って、いわゆるナラ枯れになりますとマイタケが出ません。そういう森林生態系に大きな影響を及ぼしますので、そういう環境すべて総合的に対応していく一つのきっかけにはしたいと思っております。

その後、これがどういう形で普及、PRするかわかりませんが、私は先ほど申し上げましたように基本的に職業として木材産業に雇用、かかわることができることが最終的な目的で、そのことによって環境が整備され、森林が健全化していくという、そんな目標を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今、パンフレットをいただいて、3種類出てるんだけど、まずどれなんだということ。要するにタイヤが2輪だったり、4輪だったり、6輪があるけど、どれなんだというのが一つ。

それから、もう一つは確かに町長が言うように、私も試験研究費というのは民間でやって、

それは当たるか当たらないかわからないけれども、やっぱりそういう努力をすると、そうすると、ときたまそれが当たれば大変な雇用を生む場合もあるだろうと思うんです。ですから、それはいいんだけど、あと、これは見ると牽引できるような感じ、牽引、そうすると伊南に置くと言ったんですけれども、主に伊南に置くんだけど、ストックヤードはあっちこっちにあると、当然それを移動してやるということもお考えなのかどうかというのが2点。

それから、いわゆる一般市民にこれの利活用をどのようにPRするのか、一つは燃料といった、燃料というのは普通のストーブでもいいのかなと思ったりもするんだけど、そうでないのかどうか、その辺。

それと、ほだ木というか、菌床に使うというやつはチップ材を、ちょっと私理解できないんだけど、どういうことなのか、教えていただきたいと思います。

以上、お願いします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長 お答えいたします。

まず、3種類あるうちどれなのかということでございますが、2輪牽引式と、品番で言いますとD465Wというふうに書いてあるのが、今回導入するものでございます。3つのうちでは、一番小さいものということになります。

それから、牽引式ということで、移動させて利用するというところでございますが、当然ストックヤードは館岩にもございますし、南郷にもございますし、場合によっては山土場での活用というようなことも考えられますので、当然伊南にだけ置いて使うという想定はしておりません。移動させて使いたいというふう考えております。

菌床の活用ですが、この辺は実際に切削チップを菌床にしている事例があるのかどうか、ちょっと私わからないんですが、今後の研究課題になっていくのかなというふうに思っております。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 切削チップでの菌床ということでキノコ、郡山にキノコ振興センターという機関がございまして、そちらのほう等に指導いただきながら、その切削チップでのキノコ栽培の菌床、これについて研究を進めていくという考え方でおります。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 いろいろ意見も出まして、私も十分わかっております。それで、私

のほうでは、このチップにされました利活用ですね、これにおいて、私、先日館岩の区長会のほうで群馬県の伊勢崎のほうにちょっと日帰りブルーベリー栽培をどうなのかなということ、栽培していらっしゃる人がいらっしゃったものですから、そこに13名ほどで視察してまいりました。そのときに、やはりブルーベリーが大変今、日本の生体ですか、体の状況において、目にいい、体にいい、最近はお前の前立腺にもいいとか、ある区長の人たちは、最近インフルエンザにもいいんだぞなんて、そういう話も聞いたものですから、大変好評を得た視察に行ってきたなと思ったんですけども、そのときに、ブルーベリーの栽培の箇所をずっとそれぞれ年数ごとに視察をしてまいったわけですが、ブルーベリーの栽培の畑におきまして、一番やっぱり効果の有効活用は、このチップが一番いいという結論が出た話を聞いてきたものですから、なぜいいかというと、水もちもいい、風にも強い、非常にブルーベリーの堆肥にもなる、そういうことでたまたまこの話が出たものですから、私、そういうことも一つ視察の内容でお話したわけですが、やはり南会津町としても、何とかやはり特産品として、地域に根づく栽培をしたらどうかということで、館岩のほうでもいろいろ考えまして、ある農家ではかなり成功につなげておまして、団体バスでも来てますし、子供たちの幼稚園でのブルーベリーでの食パンのジャムにしたりして栽培してるわけですが、非常にブルーベリーってというのは効果が、効力がありますから、今後やはりそういうものの栽培の中で、こういうチップをやっぱり利活用して、もっともっと栽培面積をふやして行って、非常に人間の体にいいとなれば、物すごく利用価値というのは出てくると思います。

その方が、最後に皆さんが帰られるときに、私たちは正月にブルーベリーを食べるんだということで、特別大粒のブルーベリーを2パックバスの中で食べていってくれということでしたいて、それは冷凍になっています。その冷凍の味っていうのはすごくいいものですから、やはり今後南会津町でも、そういう特産の栽培ができたらどうかと思ったものですから、ぜひ私も中山峠を通ってきまして、非常に最近間伐がされまして、非常に下刈りがされて、ああよかったな、これが何十年もそういうやぶの中にあっただけものが、最近非常に私どもの目にもとまりまして、車で走ってもいいなという感じがします。今後、やはり山を生き返らせるためには、当然必要ではないかなと思いますので、ひとつぜひともチップの利用というものを考えていただいきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全くそのとおりだと思います。実はブルーベリー、それから北海道で言えばハスカップとい

うのが、非常に女性の体に特にいいというふうに言われておまして、その分析成果がさらにいろんな私たちの暮らしの不安材料である病気とつながりがあると、こういうふうに言われてきています。しかし、それを証明ができるかどうかは、私はまだそこまで確認しておりませんが、いずれにいたしましても、ブルーベリーの栽培とハスカップの栽培は非常に似てますが、そこにちょうど今はブルーベリーを製品として買うというよりは、現場に行って、現場でもぎ取り体験をするというケースが多いんですね。そうしますと、作業上、ブルーベリーとブルーベリーの木の間を軽トラックが十分通れる幅にするというのが、今、実態としてあります。そのときに、ブルーベリーのいわゆる木の床のところにはこれまではわらを敷いていたんですね。わらを敷く目的というのは、保温と今言ったようにこやしにもなるんですが、もう一つ実は熟して落ちたものを取れると、製品として取ることができるということがあるんですね。こういう形でいけば、ご提案ありましたようなチップを敷くということは、今後大いに期待できる分野でありますので、この利活用についてはしっかりと考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩 午後 零時 00分

再開 午後 1時 00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第104号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第104号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ968万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ130億5,649万1,000円とするものであります。

補正の内容は人事異動並びに県人事委員会勧告に基づき給与改定等による人件費の補正と新型インフルエンザ対策経費の計上であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第15款県支出金は、非課税世帯を対象とした新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金968万6,000円の計上であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、各款に計上されています一般職職員の人件費の補正について、総体的に説明をさせていただきますと、給料は人事委員会勧告に伴う給与改定に伴う減額分が132万2,000円、職員の人事異動や会計間異動等による減額分が62万5,000円となっており、合計しますと194万7,000円の減額補正であります。職員手当は期末、勤勉手当の支給月数の引き下げや自宅に係る住居手当の廃止等の制度改正に伴う減額分が3,688万円、職員の会計間異動等による増額分が216万3,000円となり、合わせて3,471万7,000円の減額補正であります。

また、共済費は年度途中で負担金率が引き上げ改正されたことから、2,777万8,000円の増額補正となりました。給料、職員手当、共済費を合わせた一般職職員人件費全体では、888万6,000円の減額補正であります。

それでは、各款別に説明をさせていただきます。

第1款議会費は、議員期末手当と職員人件費の補正で217万9,000円の減額であります。

第2款総務費は、特別職及び一般職の人件費の補正で2,012万7,000円の減額であります。

第3款民生費は、2,147万2,000円の減額で職員人件費の補正を初め、各特別会計への操出金の補正であります。

第4款衛生費は、人件費の補正と新型インフルエンザ対策費の計上でありまして、4,664万2,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費から第10款教育費までは、すべて人件費の補正でありまして、款別の補正額のみを説明させていただきたいと思っております。

第6款農林水産業費は56万円の追加、第7款商工費は34万2,000円の減額、第8款土木費は192万4,000円の減額、第9款消防費は44万8,000円の減額、第10款教育費は1,453万5,000円を減額補正するものであります。

第14款予備費は歳入との関連で、2,351万1,000円を追加するものであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 補正予算の施行ですが、事項別明細書の22ページ、これ、共済費の増額は負担率の引き上げというような、今、ご説明がありましたが、これは、何%ぐらい上がったのか、何%から何%に上がったのか、それを伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今回の共済費の増額補正でございますが、これは、5年に一回の財源率の再計算の年になっておりまして、つまりは共済組合の将来の年金、これを将来的にどのように推移するのかということで、財源的な再計算をする年になっておりまして、それに基づきまして、今回、共済の負担金、それから掛け金の率が上がったという内容でございますが、今、お話のありました上げ幅の率につきましても、毎月の給与からの掛け金の部分につきましても13.7%、それから期末勤勉手当から負担します給与の部分につきましても13.3%の増ということで、なっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 現行は何%なのか伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

毎月の給与から負担する率につきましては、現行、現行といたしますか、改正前が16.8%、それが改正後におきましては、19.1%ということの増ということになります。

それから、期末勤勉手当から負担する賞与の部分でございますが、改正前が13.5%、改正後が15.3%と、このような改正の内容になっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第105号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第105号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ896万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,853万1,000円とするものであります。

その内容は、歳出は給与改定及び職員の会計間異動等による人件費の補正でありまして、歳入はこれら減額となる人件費の一般会計からの繰入金の補正であります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第106号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第106号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,303万4,000円とするものであります。

その内容は、給与改定等に基づく人件費の補正でありまして、歳入は追加となる人件費の一般会計からの繰入金の補正であります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第107号 平成21年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第107号 平成21年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,297万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,296万1,000円とするものであります。

その内容は、給与改定等に基づく人件費の補正のほか本年4月からの地域包括支援センター業務の社会福祉協議会への移管に伴う会計間異動による減額補正でありまして、歳入はそれに

伴う一般会計からの繰入金の補正であります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登一議員 補正の6ページですか、人員の異動で3人これ減になっているんですけども、何か大きな事務の変化だとか、システムの変化とか、そういったものがあつたんですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 ただいまの町長の説明にもございましたように地域包括支援センターを町が運営をしておりましたけれども、本年4月から社会福祉協議会のほうに委託をいたしまして、それに伴いまして、職員3名が減となったというようなことで、異動があつたところでございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登一議員 社会福祉協議会のほうに異動になったということなんですけれども、そうすると、ここで人が仕事量が減ったわけですね。その異動というのは各課に配属になったのか、あるいは社会福祉協議会のほうに異動になったのか、その辺のことはどんなふうな中身になっていきますか、そこをお伺いします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 答えいたします。

4月からの業務移管ということでございましたので、これは4月1日の人事異動の中で、既に人員を3名他課に配置をしております。ただ、当初予算の提出の段階でこの分については、当初含まれていたので、今回、補正という形にさせていただきました。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると、その分だけ仕事量が社会福祉協議会にいったわけなんですけれども、そちらのほうの対応は特別今までの社会福祉協議会の事業のほうに影響はないという判断のもとなのか、それとも4月からということなので、4月から今までの福祉協議会の事業を見ても、影響はなかったと考えられるのか、その辺をお伺いします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 社会福祉協議会におきましても、3名の職員を採用いたしまして、

それぞれ保健師、社会福祉士、それから主任ケアマネですか、その3名を雇用しまして、現在、事業を運営しているところでございます。これによりまして、町が行っていた事業と同様の事業が行われるというふうに思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13 議案第108号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第108号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額をそのままとし、歳出予算の款を補正するものであります。

その内容は、第1款土木費で給与改定等に基づく人件費57万4,000円を減額し、第3款予備費を57万4,000円増額補正するものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第109号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第109号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額をそのままとし、歳出予算の款を補正するものであります。

その内容は、第1款簡易水道事業費で給与改定等に基づく人件費126万1,000円を減額し、第3款予備費を126万1,000円増額補正するものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第110号 平成21年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第110号 平成21年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を83万4,000円減額し1億5,002万9,000円とするものであります。

その内容は、給与改定等による人件費の減額補正であります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 本議案の第2条、ここには、右のほうですが、収入より支出の予定額を次のとおり補正するとありますが、内容は支出だけかと思うんですが、この文句はこれでよろしいでしょうか、伺います。

以上です。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

今回の補正の内容につきましては、今、お話にありました収益的な支出の部分でございますが、これは、第3条で定めているのは収益的収入と支出の予定額ということでございますので、提案の内容としましては、そのような表現にさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 ほかの特別会計でありますと、歳出の補正のときは歳出補正だけであるというふうなうたっておりますよ。これは、水道企業会計だから、そういった収入及び支出の予定額の補正ということで特殊な例としてあるんでしょうか、伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 今、お話にありましたとおり、公営企業法の適用を受ける会計の補正の仕方ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第111号 非核平和の町宣言についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第111号 非核平和の町宣言についてご説明を申し上げます。

本案は、オバマアメリカ大統領のノーベル平和賞受賞など核兵器のない平和な世界の実現を目指す世界的な流れの中、住民一人一人の生命と暮らしを守り、人類の願いである平和な世界の実現に寄与することは自治体に課せられた責務であることから、非核平和の町宣言を行うものであります。

提案理由の説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今回の提案理由にもありましたようにノーベル平和賞の受賞が今度12月10日という予定だそうでありますので、その前に決まって大変よかったなと思っております。

それで、こうした宣言をさらに深める観点から二、三提案とともに質問いたしますが、今、前庭のほうにいろんなシートベルトとか、いろんな宣言の町というような宣言碑というのかな、宣言柱というのかな、ああいうのがありますけれども、ああしたものについては、作成していくのかどうか。

それから、あと2つ目は平和行事といいますか、教育といいますか、例えば会津若松市の場合ですと中学生を各校から1人ずつ合計で十四、五人になるそうですが、それを8月6日の広島平和記念式典に参加させているという話を聞いております。二泊くらいで行くそうです。そうした行事などは今後考えているのかどうか。

あるいは会津若松市では、さらに原爆の記念パネルを写真ですね、それを50枚か60枚ほど持っていて、そういうものを公民館などで展示して見てもらっているというような行動も聞きますけれども、そうした平和の活動というのか、そういうものを行政の中でどんなふう to 今後生かしていくのか考えがあったら伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

本来、私たちは敗戦国として、後世にその戦争の悲惨さを訴え続け、そしてまた大切な平和理念というものを引き継いでいかなければならない、このことは日本国民にとって基本的な多分理解が得られるものだというふうに思っております。そういう中では、この平和宣言については、今回、当町おくれればせながら、議員からのおただしを受けて、対応させていただいたということでもあります。

しかしながら、私としてはこういうことは記念柱を設けて広く広報を図るというよりは、やはり幾つかご提案がありました、それぞれの時代を生きる、あるいは時代を担う人たちに実際に体感を持って、これらを周知していただくということが本来望ましい形ではないかと、こう思っておりますので、ただいまご提案をいただいた件についても、今後の対象者となり得る方々とも十分協議をしながら、この宣言で終わることのないように、今後検討を進めてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、平成21年第4回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議まことにありがとうございました。

なお、議長より申し上げます。

この後、引き続き議員懇談会を開催しますので、しばらくお待ちください。

閉会 午後 1時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員